

雇 第 9 2 1 号

令和3年3月24日

「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」構成団体の長
関係県内経済団体の長 } 様

千葉県商工労働部長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた4月以降のテレワーク等の
取組について (依頼)

日頃から本県の雇用施策に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本日、県では、県内の感染状況等を踏まえ、4月1日以降の感染防止対策について別添のとおり報道発表をし、引き続き接触機会の低減に向け、テレワークや、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進していただくようお願いしたところです。

皆様におかれましては、年度末、年度始めの業務多忙な折りとは存じますが、感染再拡大防止のため、積極的にテレワーク等に取り組んでいただくよう、改めて関係団体及び各会員の皆様に御理解、御協力の呼びかけをお願いいたします。

なお、千葉県ホームページに、テレワークに係る情報をまとめたサイトを開設しておりますので、御活用ください。

○千葉県テレワーク情報サイト

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/koyoutaisaku/kinkyuu/telework-yobikake.html>

千葉県テレワーク情報サイト

検索



問合せ先

千葉県商工労働部雇用労働課企画調整班

電話：043-223-2767

令和3年3月24日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について

令和3年3月18日、県では、新型コロナウイルス感染症の対策について、3月22日から3月末までの協力要請等の内容を決定したところですが、この度、県内の感染状況等を踏まえ、4月1日以降の要請等を以下のとおりとすることとします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行ってまいります。

1 基本的対処方針の概要 《変更なし》

- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- 緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」ことを基本とする。
- 再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や、公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行いつつ、迅速かつ適切に取組の強化を図るものとする。

2 県における基本的な考え方 《変更なし》

- ① 国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
- ② 対策の緩和については段階的に行い、必要な対策を継続する。
- ③ 再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、迅速かつ適切に取組の強化を図る。
- ④ 県一丸となって感染防止対策に取り組むこととし、地域は千葉県全域とする。

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について 【第24条9項】

《内容の変更、期間の延長》

(1) 県民の皆様へ

○ 年度始め等に行われる行事等の注意 ～歓送迎会などは自粛～

歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる花見及びこれに類するものは、親族等での集まりも含めて、自粛してください。花見時期における、県管理の屋外施設での宴会等は、自粛をお願いします。

入学式等の行事は、感染防止策を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保するなど、適切な開催方法を検討してください。

特に、より多くの人が集まる行事、例えば大学の入学式は、適切な開催の在り方を慎重に判断してください。

○ 不要不急の外出自粛を徹底 ～昼夜を問わず、徹底！～

日中も含め、不要不急の外出・移動は自粛してください。特に、21時以降の不要不急の外出の自粛を徹底してください。

また、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えてください。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。

○ 基本的な感染対策を徹底 ～会話するときはマスクを着用～

「3つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」等の基本的な感染対策を行ってください。

また、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、感染対策を徹底してください。

※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。

「10のポイント」

URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf

「新しい生活様式の実践例」

URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf

「感染リスクが高まる「5つの場面」」

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti32.html>

○ 飲食時の注意 ～昼夜や場所を問わず黙食・少人数で～

飲食時は黙って食べましょう。

会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。

同居家族以外ではいつも近くにいる人と、少人数でお願いします。

飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。
換気が良く、座席間の距離も十分に、適切な大きさの亚克力板も設置され、混雑していない店を選び、食事は短時間で、深酒をしないようにお願いします。

○ カラオケの利用の際の注意 ～マスク等の着用を～

カラオケが設置されているお店の利用にあたっては、感染防止対策の徹底を確認し、歌唱中のマスク等の着用、マイクの都度の消毒など、対策の徹底をお願いします。
また、適切な換気等、お店から求められる感染防止策に協力してください。

(2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ

- イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、イベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。
- 催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や、催物前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底ができない場合には、開催について慎重に判断してください。

期間：令和3年4月18日（日）まで

- 開催にあたっての上限人数を以下のとおりとしてください。
 - ・ 収容定員が設定されている場合は「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方。
 - ・ 収容定員が設定されていない場合は「10,000人」。

期間：令和3年4月19日（月）から当面4月30日（金）まで

※5月1日（土）以降については、延長する可能性があります。

- 開催にあたっての上限人数を以下のとおりとしてください。
 - ・ 収容定員が設定されている場合は5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方

※ 上記以外の条件の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

(3) 事業者の皆様へ

① 県内全域の「飲食店^{*1}」・「遊興施設^{*2}のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」の皆様へ

期間：令和3年4月21日（水）まで

- 「21時から5時」は営業しないでください。
- 酒類を提供する場合は11時から20時までとしてください。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。
食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

○ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

特に、以下の事項に留意してください。

- ・ 徹底した換気を行ってください。
 - ※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準(1000ppm)を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。
 - ※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- ・ 「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上(目安1~2m)確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽版(アクリル板等)を設置するなどの工夫をしてください。
- ・ 店内での会話の声が大きくなならないようBGMの音量を最小限にするなどの工夫をしてください。
- ・ 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。
- ・ 店舗入口及び店内に、「食事中以外はマスクの着用をお願いします」「発熱や咳などの異常が認められる場合は店内飲食をお断りさせていただく」旨を掲示してください。

※ 全期間御協力いただいた事業者の方には協力金を支給します。

※ 申請方法、必要書類については、別途、発表しますが、協力金の申請時に、営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。

② 県内全域の事業者等の皆様へ

- 職場への出勤は、外出自粛等の要請対象からは除かれるものですが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進してください。
- 21時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務を抑制してください。
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組(マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等)や、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等)に注意す

るよう、周知してください。

- 街頭の電飾などのイルミネーションは早めに消灯するようお願いします。
- 飲食につながる会合は、自粛してください。
- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン*が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。
- 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。
 - ※ 業種別のガイドライン
(内閣官房ホームページ) <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>
 - ※ 「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」
(千葉県ホームページ)
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>
 - ※ 「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～」
(千葉県ホームページ)
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti32.html>

4 特措法に基づく要請とあわせたいお願いについて 《期間の延長》

(1) 飲食店以外の施設の皆様へ

期間：令和3年4月21日（水）まで

- ① 対象：運動施設又は遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
 - 「21時から5時」は営業しないでください。
 - 酒類を提供する場合は11時から20時までとしてください。
 - 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。
 - 収容人数が5,000人を超えるような大規模施設にあつては、イベントの開催制限と同様の上限人数としてください。
- ② 対象：遊興施設*（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、物品販売業を営む店舗（1,000平米超・食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く）、サービス業を営む店舗（1,000平米超・生活必需サービスを除く）
 - 「21時から5時」は営業しないでください。
 - 酒類を提供する場合は11時から20時までとしてください。

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。
- ※ ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、お願いの対象から除きます。

(2) イベント主催者の皆様へ

期間：令和3年4月18日（日）まで

- イベントの開催時間を21時までとしてください。

5 その他の事項 《変更なし》

- ① 「Go To イート」について、食事券の新規発行の一時停止及び食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけを継続します。（当面の間）
 なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。
 ※ 食事券の利用期限は6月30日までとされています。
- ② 「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について、全ての宿泊優待券の利用停止を継続します。（当面の間）
 なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。
 宿泊優待券の利用期限は「令和3年6月30日チェックアウトまで」です。

【問い合わせ先】

下記以外

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL043-223-2630
 一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL043-223-4318

飲食店の営業時間短縮に関する事

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL043-223-2630
 一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL043-223-4318

ただし、協力金の申請手続きに関する事

取材対応：商工労働部経済政策課 TEL043-223-2709
 一般問い合わせ（専用コールセンター） TEL0570-003-894

Go To イートに関する事（5①関係）

取材対応：商工労働部経営支援課 TEL043-223-2790
 一般問い合わせ（Go To イート千葉県事務局） TEL0570-052-120

ディスカバー千葉に関する事（5②関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL043-223-2484
 一般問い合わせ（一般コールセンター） TEL0570-054-389